

令和6年6月25日

図書館友の会全国連絡会 御中

総務省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和6年5月29日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項1

要望書に御記載の公立図書館で勤務されている「非正規職員」の方が、一般職の地方公務員の場合についてお答えします。

一般職の地方公務員の給与については、常勤・非常勤にかかわらず、地方公務員法第24条第1項の職務給の原則に基づき、その職務と責任に応ずるものでなければならないこととされています。

このことから、特に、会計年度任用職員の給与については、地方公務員法に定める職務給の原則などの給与決定原則にのっとり、適切に決定されるよう、必要な助言を行ってきました。

また、制度創設時から期末手当の支給を可能とし、勤勉手当についても、令和6年度から支給できるように法改正を行い、給与改定については、令和5年5月に地方公共団体に対して、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨、通知を発出するなど、適正な処遇の確保・改善に取り組んできたところです。

○ 要望事項2

指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることについて繰り返し助言を行っているところです。

3年に一度行っている「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」によれば、指定管理者の選定基準として、9割以上の自治体が、施設のサービス向上に関することや団体の業務遂行能力に関する事などについても定めているところです。

いずれいたしましても、各自治体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うことが肝要と考えています。

○ 要望事項 3

公の施設に指定管理者制度を導入するかどうかは、公の施設の設置の目的や、住民ニーズ、個別の業務の性質等各団体が置かれている状況を踏まえ、地方公共団体において議論していただいた上で、地域の実情に応じて、適切に判断していただきたいと考えております。

その上で、地方自治体の担当者を対象としたヒアリングでは、実際の指定管理者制度による効果として、開館時間の拡大や入館者の増加、施設の稼働率向上等、住民サービスの向上に結び付けた事例などを把握しています。

一方、課題として、住民サービスをより向上させるための具体的な手法を知りたい等の声を伺っており、本年4月に指定管理者制度等に係る課題への対応事例をとりまとめ、周知を行ったところであります。今後も、助言通知の趣旨が徹底されるよう適切に助言等をしてまいりたいと考えております。

以上